

# Sapporo Business HUB コワーキング利用規約

## (目的)

第1条 この利用規約は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団が運営する Sapporo Business HUB（サッポロ・ビジネス・ハブ）をコワーキングスペースとして利用する際の条件等を定める。

## (利用者)

第2条 当施設は、札幌市においてビジネスに携わる全ての人が利用できるものとする。

## (利用目的)

第3条 前条の規定にかかわらず、ビジネスに関係する目的ではないものについては利用することができない。

## (利用時間)

第4条 コワーキングスペースとして当施設を利用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、当施設の休館日及びイベント開催日にはコワーキングスペースとして利用することはできない。

## (利用料金)

第5条 利用料金は無料とする。

## (利用者登録)

第6条 当施設を利用しようとする者は、初回利用前に利用者の登録を行うものとする。ただし、登録済みの利用登録者と打合せなどをする場合において、その後の利用が想定されない場合にはこの限りではない。

## (利用の方法)

第7条 当施設を利用しようとする者は、入退館時に所定の受付をすること。ただし、一時的な外出はこの限りではない。

## (例外)

第8条 前2条の規定にかかわらず、システムを利用できない者は別途窓口での受付を行って利用するものとする。

## (遵守事項)

第9条 利用者及び同席するゲスト（利用者等）は、次の各号を順守するものとする。

(1) 宗教、ネットワークビジネス等の勧誘行為を行わないこと。

- (2) コワーキングスペースとしての利用を超える行為を行わないこと。
- (3) 貴重品の管理は、自己の責任において行うこと。
- (4) 当施設を酩酊状態で利用しないこと。
- (5) 当施設内で火気を使用しないこと。また、喫煙しないこと。
- (6) その他札幌市産業振興センターのルールに従うこと。

#### (登録の抹消)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当財団の判断により、利用者の登録を抹消するものとする。

- (1) 札幌市産業振興センター条例、同条例施行規則、本規約の規程に違反したとき
  - (2) 虚偽の事項を届け出たとき
  - (3) 当施設の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号による暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む〕が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体）の利益になるとき
  - (4) その他当施設の管理運営上特に支障があると認められるとき
- 2 前項の規定に基づき登録が抹消された場合に生じる損害は、利用者が負担するものとする。

#### (損害賠償)

第11条 利用者等の行為により発生した事故等に関しては、当財団は責任を負わない。

- 2 利用者等が当施設の備品等を破損し又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

#### (利用規約の変更)

第12条 本規約は、法律等の改正その他社会情勢の変化により、必要に応じて変更する場合がある。

- 2 本規約の変更は、当施設のホームページにより周知するものとする。